

令和8年度

保育士就職準備金貸付 借受者の募集について

栃木県社会福祉協議会では、『保育士就職準備金貸付事業』を実施しています。
つきましては、令和8年度の借受者を次のとおり募集します。

〔制度の概要〕

県内の保育人材の確保を支援することを目的とし、保育士資格を有し、保育士として就労をする方で、かつ貸付対象者としての条件を全て満たす方に対して、就職準備金を貸し付ける制度です。

貸付けを受けた方が、県内の保育所等で保育業務に従事し、引き続き2年間、これらの業務に従事した場合には、就職準備金が全額返還免除されます。

- 募集対象 次頁「1 貸付対象者」の全ての要件に該当する方
- 募集人数（年間） 80名程度（※募集人数に達し次第受付終了となります。）
- 申請方法

とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（TEL 028-307-4194）の上、提出期限（※）までに必要書類を提出してください。なお、未就学児を持つ方は、「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」との併用申請が可能です。

※提出期限は、就労開始日を含む月の翌々月末です。

月末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日が提出期限です。

- 【例】①4月15日（水）に就労開始した場合は、6月30日（火）までです。
②8月3日（月）に就労開始した場合は、10月30日（金）までです。
③12月の提出期限は、12月28日（月）までです。

お申込み・お問い合わせ先

とちぎ保育士・保育所支援センター

～保育職で働く皆さんをサポートします～

厚生労働省認可、無料で安心

保育の求人紹介

保育のスキルアップ、情報交換など

研修・講座の開催



▲ほいにゃん

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内
TEL 028-307-4194
開所日時 平日（祝日除く）9時～17時

ホームページ <https://www.tochigi-hoikushi-center.org/>

（QRコード→）



1 貸付対象者

次の（１）～（４）の全ての条件に該当する方。ただし、国庫補助による貸付制度等（保育士修学資金貸付における就職準備金、生活福祉資金貸付における福祉費等）を受けた方を除きます。

- （１）他都道府県での就職準備金貸付を受けていない方。
- （２）栃木県内の保育所等を離職した方、又は勤務経験のない方
- （３）新規卒業者にあつては、就労するため他県から転入してきた方
- （４）栃木県での当貸付を一度も受けたことがない方

上記を満たした上で、保育士資格を有し、保育士として栃木県内の保育所等（別表のとおり）に週20時間以上勤務することが必要です。

2 貸付額、対象経費について

貸付の上限額	一人1回 <u>200,000円以内（※）</u>
貸付の利子	無利子
貸付対象となる経費の例	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料・ 保育所等で使用する被服費・ 保育所等への勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 その他、就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

※ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による栃木県内の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、400,000円以内までを上限額とすることができます。

3 申請手続きについて

- （１）貸付の条件を満たしているか確認のため、とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（TEL 028-307-4194）をお願いします。
- （２）保育職の求職期間中に、当センターに①「**届出書（兼求職登録票）**」②「**利用計画書及び職歴報告書**」を提出してください。（エントリー受付）
なお、本制度の原則としては求職活動中に届出を行っていただくものですが、就職後に当制度を知った場合などは、（３）貸付申請書類と合わせて提出することも可能とします。
- （３）就労開始日を含む月の翌々月末までに、次の書類を提出してください。 **書類不備・誤記入による再提出の場合も、提出期限以降の受付は一切出来ません。**
（例：4月15日に就労開始した場合は、6月30日が提出期限です。月末が土・日・祝日の場合は、最終の平日となります。12月の提出期限は、12月28日です。）

貸付申請に係る提出書類

① 「貸付申請書」

ア 家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源泉徴収票の写し又は課税証明書等で所得及び扶養家族等が確認できるもの）を添付してください。

イ 連帯保証人1人（申請者と別生計で独立の生計を営む成年）を記入してください。

ウ 連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付してください。

② 「業務従事証明書」

施設又は事業所の長から保育士として従事している旨の証明を受けてください。

③保育士証の写し（現姓のもの）

旧姓で登録の場合は、旧姓の保育士証の写しと書き換え交付手数料の領収書を添付。

④住民票（3カ月以内発行のもの。コピー不可）

世帯全員の記載のあるもの。マイナンバー（個人番号）、本籍地の記載は不要です。

(4) 提出の条件および提出方法について

求職期間から貸付申請書類提出までの間に、以下の窓口へ貸付申請者本人が直接一度はお越しいただき、当センター職員と面談をお願いします。申請様式を受取り、求職登録及び検索、申請書類の提出、いずれかの用件と合わせてで構いません。

（例：申請様式を受取りで来所した場合、貸付申請書類の提出は郵送でも可となります。）

面談の窓口

① とちぎ保育士・保育所支援センター

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階
月曜日～金曜日の9:00～17:00（祝日を除きます）

② 県内ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」

※予約優先です。また、祝日にあたる場合は下表以外の日程に振替があります。

事前に当センターまでお電話ください。

ハローワーク名	予定曜日	相談時間	ハローワーク名	予定曜日	相談時間
栃木	第2月曜日	①	足利	第4火曜日	①
那須烏山	第3月曜日	②	日光	第4火曜日	②
鹿沼	第3月曜日	②	矢板	第1水曜日	②
小山	第4月曜日	①	佐野	第2水曜日	②
黒磯	第2火曜日	①	大田原	第3水曜日	①
真岡	第3火曜日	①			

相談時間 令和8年5月～令和9年3月

① 10:00～15:00（受付終了14:45まで）／②13:00～16:00（受付終了15:45まで）

提出に係る様式の受け取り方法

① 当センターホームページからダウンロード <https://www.tochigi-hoikushi-center.org>

② 郵送にて請求…返送先の住所・氏名を明記し、180円切手（保育料の一部貸付を併用する方は、270円分の切手）を貼り付けした角2の返信用封筒を同封の上、以下の宛先に郵送

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

栃木県社会福祉協議会 とちぎ保育士・保育所支援センター 貸付担当 あて

4 貸付決定

本会において書類を審査の上、貸付けを決定します。申請書類の受理後、約1～2カ月ほどお時間をいただきます。貸付決定後、一括にて指定の口座に振り込みます。その後の手続きの流れは、別紙「申請手続～契約終了までの流れ」を参照してください。

5 就職準備金の返還等

(1) 貸付けを受けた方が次のア～ウのいずれかに該当する場合には、該当月の翌月から貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事しなくなった（従事する意思がなくなった）とき。

ウ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(2) 返還期間

24か月とします。繰り上げて返還することもできます。

(3) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還です。

(4) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

6 就職準備金の返還猶予、返還免除

貸付けを受けた方が次に該当する場合、貸付金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

ア 栃木県内の保育所等において、保育の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときで、会長が適当と認める期間。

※返還決定した方で、履行期限を過ぎた債務を猶予することはできません。

(2) 返還の免除

ア 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※返還猶予及び返還免除は申請が必要です。転職を検討している場合や、在職中に傷病休暇等を取得する場合など、上記に該当する場合は、必ずセンターにご連絡ください。